（様式 1）

遠賀町夏まつり出店申込書

遠賀町夏まつり実行委員会　御中

令和６年８月２４日（土）に開催される「遠賀町夏まつり」への出店を申し込みます。

1	事業所名	
2	出店者	住所：〒 代表者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印
		電話番号：　　　　　　　　　FAX： 携帯電話：
3	車両販売 （キッチンカー）	行う（車両写真を添付すること）　・　行わない
4	発電機	使用する（　　　台）　・　使用しない
5	火口	使用する（　　　口）　・　使用しない
6	消火器	準備できる　・　準備できない（必要本数　　本）
7	テントの大きさ	間　口　　　m　×　奥　行　き　　　m （最大：　間口 3.6ｍ×　奥行き 6.5ｍ）
8	販売予定品	(例)　やきそば、唐揚げ、枝豆、コーヒー、かき氷等

（様式 2）

遠賀町夏まつり
出　店　従　事　者　届

NO	ふりがな 氏　名	生年月日	性別	住　所
1			男・女	〒
2			男・女	〒
3			男・女	〒
4			男・女	〒
5			男・女	〒
6			男・女	〒
7			男・女	〒
8			男・女	〒
9			男・女	〒
10			男・女	〒
11			男・女	〒
12			男・女	〒

※こちらの名簿は福岡県警察へ提出し身上照会を行います。
従事者は 1 小間最大 8 名ですが交代要員を含む 12 名分記入が可能です。
中学生以下の従事は許可しません。

（様式３）

「遠賀町夏まつり」誓約書

遠賀町夏まつり実行委員会会長　　様
遠賀町商工会会長　　　　　　　　様

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

「遠賀町夏まつり」において、下記の誓約事項を誠実に遵守することを誓約いたします。

１．私は、第三者に出店許可の名義を貸しません。（申請者以外のものが営業しない）

２．私は、出店中において、いかなるトラブルも起こしません。

３．私は、暴力団及び暴力団関係者とはいかなる関係もありません。
（出店者及び従業員は福岡県警の身上照会に応じます。）

４．私は、小間内で出店し生じたゴミ・汚水・残飯等及び出店場所付近については責任を持って整理清掃し、ゴミは持ち帰ります。

５．私は、出店参加するにあたり、そこで発生した事故、盗難、天災、その他によって損害を受けた場合についても、一切の責任を遠賀町夏まつり実行委員会及び遠賀町商工会には問わないものとします。

６．私は、遠賀町夏まつり実行委員会が大会の中止を決定をした場合、決定の指示に従うとともに、一切の責任を遠賀町夏まつり実行委員会及び遠賀町商工会には問わないものとします。

７．私の使用する当まつり従事者についても同様とします。

８．私は、実行委員会の指示に積極的に従い、大会の運営へ全面的に協力します。なお、上記事項に違反した場合、直ちに店を撤去するともに、出店取り消しに伴う損害が生じても一切主催者に要求はいたしません。

９．私は、通告を２度受けた場合、今後遠賀町夏まつりへの出店を致しません。

10．私は、実行委員会の指示により調査・報告を求められた場合、速やかに実施します。

露店等で火気器具等を使用する際の自主チェック表

事業所名	チェック者氏名

1　発電機を使用する場合

(1) 設置場所

□　風通しの良い平らな場所か。
□　付近(概ね１ｍ以内)に燃えやすいものは無いか。
□　火気からは、２ｍ以上離れているか。
□　区画内に発電機を設置しているか。

(2) 取扱い上の注意

□　使用開始前に燃料は満タンにしたか。
□　配線が濡れても大丈夫か。(被覆の破れが無いか。)
・途中給油用燃料容器を持ち込む場合
□　燃料容器は、法令に適合した金属缶か。(ポリ容器等は×)
□　燃料容器の置き場所は、火口から離れた通風の良いか。
□　エアー抜きネジは締まっているか。(給油の時は圧抜きを行うこと)
□　給油場所は、火気から５ｍ程度離れた場所に確保しているか。

ガソリン貯蔵容器の例

ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)

ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

2　火気器具を使用する場合(ガス・電熱器・炭火等が熱源のもの)

(1) 設置場所

□　安定した不燃性の床・台・板の上か。(不燃シートで被覆も可)

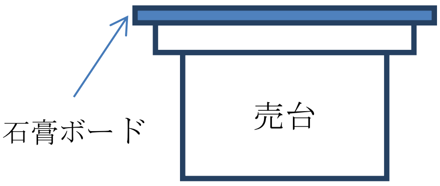

不燃台を使用した例（石膏ボード）

不燃シートを使用した例

☐　周囲は、整理整頓されているか。
☐　火口から可燃物までの距離が確保されているか。
（火口露出 側方 15 ㎝ 上方１ｍ以上　火口隠蔽 側方 4.5 ㎝ 上方 50 ㎝以上）

火口露出型の例

火口隠蔽型の例

☐　１事業所に対し、使用可能な（使用期限切れでないこと、安全栓が抜けていないこと）１０型消火器を１つ準備しているか。
消火器は倒れないようにし、火気・発電機の消火活動を迅速に行える位置に設置する。

(2) 取扱い上の注意

①ガスボンベを使用する火気器具

☐　ガスボンベは、通風の良い場所にあるか。
☐　ガスボンベは、転倒しないようになっているか。
☐　器具とボンベをつなぐホースはガス専用か。
☐　器具・ボンベとホースの接続はバンドで固定しているか。
☐　ホースの長さは適当か。亀裂等の劣化は無いか。
☐　器具に対してボンベは専用か。
☆　ガスボンベを分岐している場合　（直前の項目に✓が入らない場合）
☐　ボンベを分岐使用する場合は、器具毎に開閉栓があるか。

②カセットコンロを使用する火気器具

☐　火力強化を目的として 2 台以上並べていないか。
☐　火口に対して調理器具(鍋・鉄板等)が大きすぎないか。
（火口を全て覆うような調理器具の使用はカセットの加熱を促進し、爆発を誘因するため）
☐　炭の火起こしをしていないか。

③電熱器具を使用する場合

☐　定格容量に適した配電になっているか。
☐　配線の保護はしているか。（雨水等や踏みつけによる漏電対策）

④固形燃料(炭、わら等)を使用する場合

☐　残灰等を処理する準備が出来ているか。（放置しない）

消火器をレンタルする方は提出と同時に受け取って下さい。

「遠賀町夏まつり」出　店　規　約

１）出店者は、遠賀町夏まつりの意義を十分に理解し、他人、実行委員会とその関係者に迷惑を及ぼすことのないよう協力し合い、実行委員会の指示に従い祭りを盛り上げることとする。

２）出店参加するにあたり、そこで発生した事故、盗難、天災、その他によって損害を受けた場合についても、一切の責任を遠賀町夏まつり実行委員会及び遠賀町商工会には問わないものとする。

３）大会の中止を遠賀町夏まつり実行委員会が決定をした場合、決定の指示に従うとともに、中止により生じた損害について、一切の責任を遠賀町夏まつり実行委員会及び遠賀町商工会には問わないものとする。

４）許可なく車両での販売はできないものとする。車両は区画内に駐車する。

５）出店者は、出店管理者が決めた場所内において出店を行うこと。テント、備品等については区画内に設置する。

６）出店従事者届に名前の記載のない者の従事を原則禁止する。区画内に最大８名の従事者とし、中学生以下は従事できない。

７）申請販売品目に記載のないものについては販売を禁止する。福岡県食品衛生法に則した出店品目であることとする。

８）第三者に名義の貸し借りや場所貸しは禁止する。

９）福岡県暴力団排除条例等関係法令を遵守する。

１０）販売商品について、事故が起きた時も含め出店者が全て責任を負うものとする。万が一事故が起きた場合速やかに対処する。

１１）出店者は、販売において問題が発生した場合、出店管理者にその対応について報告をする。

１２）出店に伴う清掃について、出店者は常に清掃を心がけるとともに、撤去の際には出店場所の清掃を必ず行うこととする。

１３）その他、出店時に係る諸問題等については、出店者が全て責任を持って対処する。

「遠賀町夏まつり」諸注意事項

１）　出店枠は、間口 3.6m、奥行き 6.5m以内とする。（なお車両専用区画に関しては、間口６.５ｍ、奥行き４ｍ以内とする。）枠内からはみ出して備品等は設置しないものとする。テント・机・椅子・電源など出店に必要な備品は各自準備を行うものとする。水道設備（1ヶ所）あり。

２）当日の準備は、１２時から１７時までに終了してください。前日の準備、備品等持ち込みはできません。

２）　駐車証の掲示のある車両のみ別紙指定駐車場に駐車できます。１７時までに車両の移動をして下さい。（出店場所裏空き地には絶対に駐車しないでください。）それ以降の出店場所への車の移動はできません。

４）２０時４０分に販売終了のためこれ以降の販売は行わないで下さい。

５）放送での指示後、車両の搬出が出来ます。

６)「露店等で火気器具等を使用する際の自主チェック表」を記入し、
当日１７時までに本部テントに提出して下さい。
火気及び発電機を取り扱う場合は各自消火器を必ず準備し、防火及び安全対策に万全を期すようにして下さい。

７）消防点検がありますので、必ず受けて下さい。

８）廃棄物について、主催者で設置するごみ集積所は来場者向けのものであり出店者は、必ず持ち帰ってください。氷、水、炭は出店場所に捨てないでください。

９）食品を扱う方は、自己責任の下、保健所に臨時営業許可などの各種申請を行ってください。許可の際の食品衛生の諸注意事項を厳守してください。

１０）おもちゃ（鉄砲、パチンコなどの飛び道具）の販売は禁止です。

１１）当日、飲酒運転防止ステッカーをテント正面に貼って下さい。

１２）当日は商工会の商品券の取り扱いもお願いします。
・ステッカーを貼る。
換金は８月 26 日（月）以降、商工会にて行います。